

江別市成年後見制度利用促進基本計画の構成について

はじめに

- ・成年後見制度の説明
- ・本計画で使用している用語の説明

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

(1)成年後見制度利用促進法の施行(H28.5)と国基本計画の策定(H29.3)

成年後見制度利用促進に関する施策の推進及び計画策定、中核機関の設置など市町村の努力義務について示された。

(2)認知症施策推進大綱の策定 (R1.6)

認知症バリアフリーの推進において成年後見制度の利用促進が示された。

2 計画の位置づけ

(1)計画の根拠

成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づく市町村計画

(2)市の他計画との関係性

本市の総合計画、地域福祉計画、その他福祉の個別計画との整合・連携

3 計画の期間

令和3(2021)年8月から令和7(2025)年3月までとする。

※関連性の高い「地域福祉計画」と一体的に取り組む必要があることから終期を合わせる。

4 計画の策定体制

江別市後見実施機関運営協議会及び江別市社会福祉審議会での協議、市民アンケート調査及び市民意見公募（パブリックコメント）の実施

第2章 成年後見制度を取り巻く現状と課題

1 高齢者及び障がい者の現状と将来推計

(1)~(3)本市の人口、高齢化率及び認知症高齢者の現状と将来推計

(4),(5)本市の知的・精神障がい者の状況

2 成年後見制度の利用状況

(1)~(3)全国及び本市における成年後見制度の利用状況

(4) 成年後見制度に関する市民アンケート調査

3 成年後見制度に関する課題

本章1、2から見える課題の整理

第3章 計画の理念及び体系

1 基本理念

**すべての人の尊厳と意思が尊重され
住み慣れた地域で安心して いきいきと暮らせるまち**

認知症の症状や障がいがあってもなくても、同じ社会で尊厳と希望をもって、ともに自分らしく暮らし続けることができる共生のまちを江別市が目指す姿とする。

2 基本目標

国基本計画における以下の3つの施策目標を踏まえ、本市の基本理念の実現に向け3つの基本目標を設定。

- ・利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
- ・全国どの地域においても必要な人が制度を利用できる権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築
- ・利用しやすさとの調和を図った安心して利用できる環境の整備



- ・基本目標 I、II、IIIの設定
- ・基本目標達成のための基本施策 1、2、3の設定

江別市成年後見制度利用促進基本計画の構成について

第3章 計画の理念及び体系、第4章 施策の展開

基本理念 すべての人の尊厳と意思が尊重され 住み慣れた地域で安心して いきいきと暮らせるまち

基本目標	基本施策	施策の展開	
I 本人の意思決定支援・身上保護を重視した 制度の運用となる仕組みを整えます。	1 権利擁護支援の体制整備 ※権利擁護支援が必要な人の早期発見・相談対応体制、 意思決定支援・身上保護を重視した支援体制の構築	1-1 地域連携ネットワークの構築	
		1-2 中核機関の設置と運営	
	II 適切な支援につなげる権利擁護・成年後見 制度利用促進の体制を整備します。	2 成年後見制度の利用を支える機能の充実 ※制度利用促進のための広報・相談機能や担い手の育 成等、制度利用を支える機能の充実	2-1 広報機能の充実
			2-2 相談機能の充実
			2-3 成年後見制度利用支援にかかる事業の推進
			2-4 受任者調整（マッチング）等の支援
			2-5 担い手の育成・活用
	III 安心して制度を利用できる環境づくりを推 進します。	3 成年後見人等への支援 ※成年後見人等が地域で孤立することなく、継続的・ 安定的活動が行われるためのバックアップ体制の整備	3-1 地域連携ネットワークを活用した支援体制の検討
			3-2 家庭裁判所との連携

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進と評価

- (1) 計画の推進 各関係機関や家庭裁判所及び庁内関係部署等との連携・調整による具体的な取組の推進。
- (2) 計画の評価 江別市後見実施機関運営協議会に取組の進捗状況等を報告し、評価及び必要な見直しを行う。
- (3) 評価指標の設定 各基本施策ごとに評価指標を設定。

資料編

- 1 江別市後見実施機関運営協議会委員名簿
- 2 江別市社会福祉審議会委員名簿
- 3 計画の策定経過
- 4 江別市成年後見制度利用促進基本計画（案）に対する市民意見
- 5 成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）
- 6 成年後見制度利用促進基本計画策定に係る市民アンケート調査結果